

鶴ヶ島市議会基本条例（全文）

議会基本条例は、市議会の最高規範ともいえる条例であり、議会と議員の活動原則や市民参加を推進することなどを明文化しました。

市議会は、議会での議論を活発にし、開かれた議会づくりを推進し、市民の意見を集約し、真に、市民の負託にこたえ得る議会を目指します。



鶴ヶ島市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、市民から選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた執行機関である鶴ヶ島市長（以下「市長」という。）とともに、市民の負託にこたえ得る責務を負っている。

議会は、合議制の機関の特性を最大限に生かすために、開かれた議会づくりを推進し、多くの市民と意見の交換をし、議員同士の議論を活発に行い、論点や課題を明らかにして、多様な市民の意見を集約していく。

市長とは、相互に緊張ある関係を保ち、政策の立案と提言をしながら、鶴ヶ島市としての最良の政策を導き、その執行を監視し評価していく。制度の上では、議会の意思が市民の意思であり、議会の決定が市民の決定である。

不断の努力を重ね、資質を高め、真に、市民の負託にこたえ得る議会であるための最も根幹をなす支柱として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確にこたえ、もって市民参加を基本とした鶴ヶ島市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行うこと。

(3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明を行うこと。

(4) 議会運営に関する申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。

(5) 市民の傍聴の意欲を高める。

る議会運営を行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議員間の自由な討議を行うこと。

(2) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握すること。

(3) 市民の福祉の向上を目指して活動すること。

(4) 不断の研さんにより、自らの資質を向上させること。

2 議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市民に対し議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他の議案審議会報告会を開催する。

4 議会は、議員と市民が自由に意見の交換を行うことのできる場を設置し、市民の多様な意見を把握するとともに、市民参加の推進に努めるものとする。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

（市民参加）

第5条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の会議を原則として公開する。

（議員と市長その他の執行機関との関係）

第6条 議員と市長その他の執行機関は、議会の会議に当たっては、市政上の論点及び争点を明確にするとともに、緊張関係の保持に努めなければならない。

（重要な政策の説明）

第7条 議会は、市長が提案する政策のうち議会が重要であると認めるものに関して、